

ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上を求める意見書

ヒートポンプ給湯機の低周波音による苦情相談が年々増えていることから、消費者庁の消費者安全調査委員会は、ヒートポンプ給湯機と消費者の健康症状の関連性について調査を行い、その結果を報告書として公表した。この報告書の中で、低周波音による消費者の健康被害として個人差はあるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、イライラなどの様々な症状が発症している事実が明らかになった。

消費者庁は、低周波音による健康症状発生のリスクを低減するための対策を講じるように関係省庁に協力を求め、経済産業省は、一般社団法人日本冷凍空調工業会の協力の下、ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブックを配布し、会員各社等への周知を行った。しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に徹底できていない現状があり、一部の消費者は低周波音のリスクに曝されている状況にある。また、行政の相談窓口においては、その認識不足から低周波音による健康被害相談の申し出を断るケースも見受けられる。

現在、ヒートポンプ給湯機は、夜間電力の有効活用と温室効果ガス削減の観点から、広く世の中で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全、かつ、適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要である。更に、低周波音により身体的・精神的な苦痛を受けている方々に対して、丁寧に対応するとともに、その人体への影響について説明が求められている。

よって、政府におかれては、次の事項について適切に取り組まれるよう強く要望する。

- 一 低周波音による消費者被害の未然防止策として、関係業界団体等との連携を密にし、住宅事業者や設置事業者へヒートポンプ給湯機の据付けガイドブックの周知徹底を図ること。
- 二 消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都道府県及び市町村相互の連携を強化するとともに、被害者を孤立させない体制を整えること。
- 三 低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めるとともに、それを踏まえて一層の説明に向けた研究を促進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年十二月十四日

大分県議会議長 田 中 利 明

内閣総理大臣	安倍晋三
総務大臣	高市早苗
国土交通大臣	石井啓一
厚生労働大臣	塩崎恭久
環境大臣	山本公一
経済産業大臣	世耕弘成